

ごみ処理手数料の見直し方針 【概要】

令和2年8月

舞鶴市

ごみ処理手数料の見直し方針【案】概要

●舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の中間答申(令和元年 11月)

ごみ処理手数料の見直しは、ごみ処理に関する市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、本市においても導入すべきである。

- ① 『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の有料化
- ② 可燃ごみ処理手数料の値上げ
- ③ 清掃事務所、リサイクルプラザへの直接搬入時の手数料徴収
- ④ 手数料見直しのタイミングと合わせたごみ排出の利便性の向上

●舞鶴市のごみの現状について

舞鶴市総合計画において、令和4年度の舞鶴市のごみ量は896グラムまでの減量を目標としている。
一方、平成30年度の本市の実績は912グラムとなっており、全国平均よりも少ないものの京都府平均よりも多い状況となっている。

	舞鶴市	京都府平均	全国平均
1人1日あたりごみ量	912g	838g	918g
資源化率	12.9%	15.9%	19.9%
1人あたりの年間最終処分量	52kg	41kg	30kg

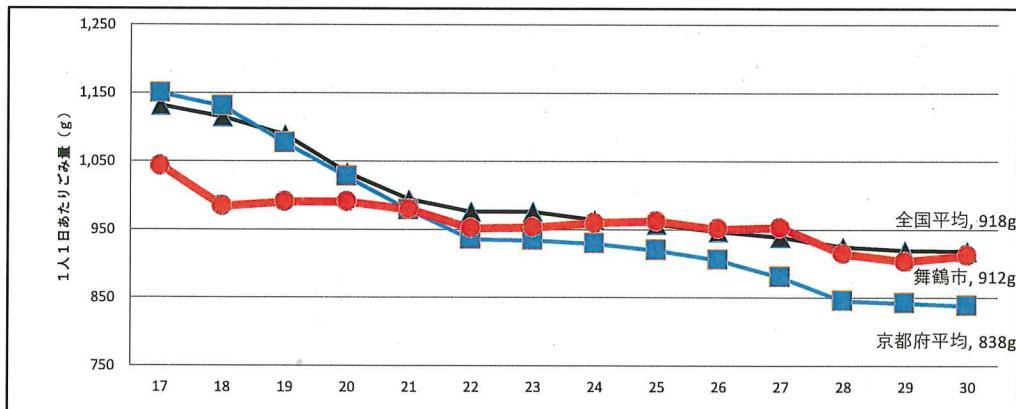
環境省の一般廃棄物実態調査（平成30年度）より

1日1人あたりのごみ量の推移はゆるやかに減少しており、全国平均に近いが、京都府平均と比べるとかなり多い状況である。また、資源化率は、全国平均、京都府平均と比べても低く、1人あたりの年間最終処分量については、全国平均、京都府平均と比べてもかなり多い。

本市の可燃ごみの約40%が紙類であり全国平均の約30%に比べてもその割合は高く、プラスチックの割合についても全国平均を上回る10%を超えており、リサイクル可能な資源が、ごみとして排出されている状況である。

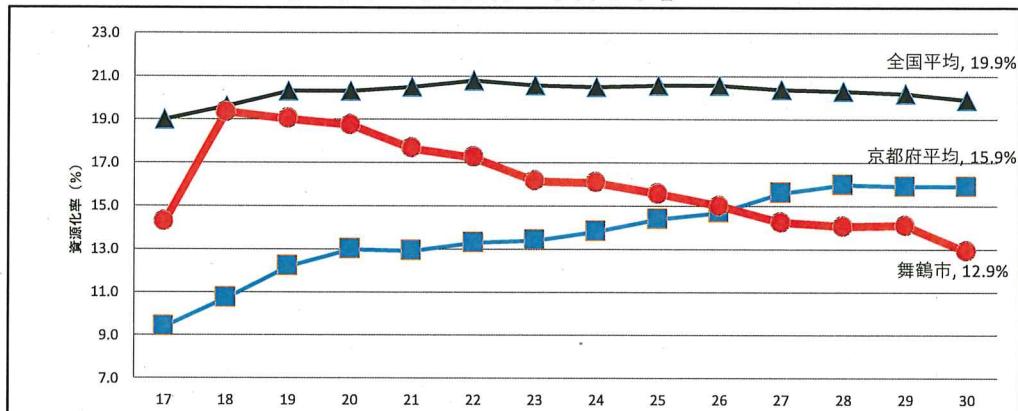
舞鶴市のごみの推移

◆ 1人1日あたりごみ量の推移【全国・京都府・舞鶴市】

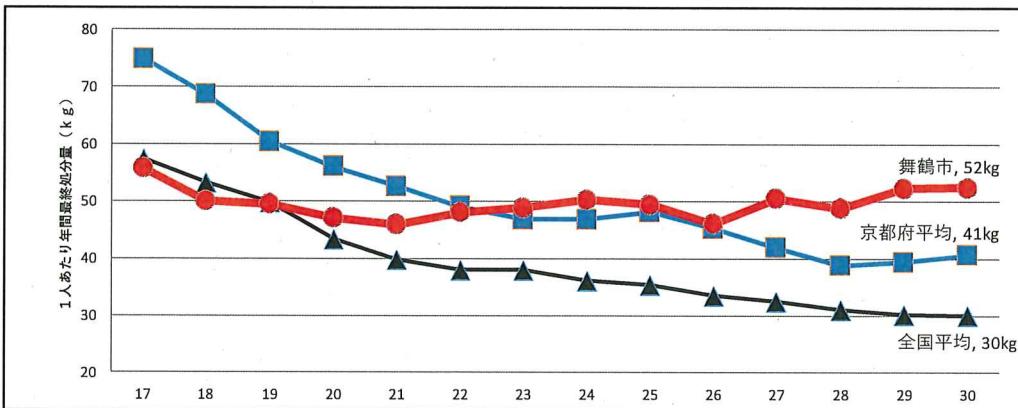


年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全国平均	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976	976	964	958	947	939	925	920	918
京都府平均	1,150	1,130	1,076	1,028	978	936	934	929	920	906	880	845	843	838
舞鶴市	1,043	984	990	990	979	952	953	960	962	950	953	915	903	912

◆ 資源化率 (%) 【全国・京都府・舞鶴市】



◆ 1人あたり年間最終処分量 (kg) 【全国・京都府・舞鶴市】



年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全国平均	57	53	50	43	40	38	38	36	35	34	33	31	30	30
京都府平均	75	69	60	56	53	49	47	47	48	45	42	39	39	41
舞鶴市	56	50	50	47	46	48	49	50	49	46	51	49	52	52

●ごみ処理費用の状況と収入の状況について

(1) 処理費用の状況 (H28～H30 の 3 年間平均)

	処理費用計(収集・中間処理・最終処分)
可燃ごみ	868,629 千円
不燃ごみ	430,720 千円
計	1,299,349 千円

(2) 収入の状況 (H28～H30 の 3 年間平均)

手数料収入	168,218 千円
資源物売却収入	20,560 千円

◆ごみ処理施設の状況について

清掃事務所	長寿命化工事 (R1～R5) 事業費：約 38 億円
リサイクルプラザ	大規模改修が必要 (実施時期未定)
最終処分場	整備（増設）工事 (H26～R3) 事業費：約 14 億円

約 13 億円の処理費用に対する手数料収入は 1 億 6800 万円であり、その負担割合は処理費用の 13 %である。

近年、人口減少が進んだ結果、市民 1 人あたりのごみ処理費用は増えており、施設維持に要する各種資機材や人件費は年々高騰している。

また、消費税増税等の負担もあり、現在の可燃ごみ手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制や施設を維持するために十分な水準ではない。

ごみの有料化施策は、全国 58 %の市区で実施しており、本市では平成 17 年に可燃ごみの有料化を実施。

本市に隣接する自治体では、すべての市や町で、可燃ごみだけではなく不燃ごみについても有料化や指定ごみ袋制を導入しており、また、資源ごみの有料化多くの自治体で導入している。

また、舞鶴市のごみの推移が、全国平均、京都府平均に比べて資源化率が低く、1 人あたりの年間最終処分量が多いという現状を見ても、ごみの有料化施策がごみ量の削減と関連性があることを伺わせるものである。

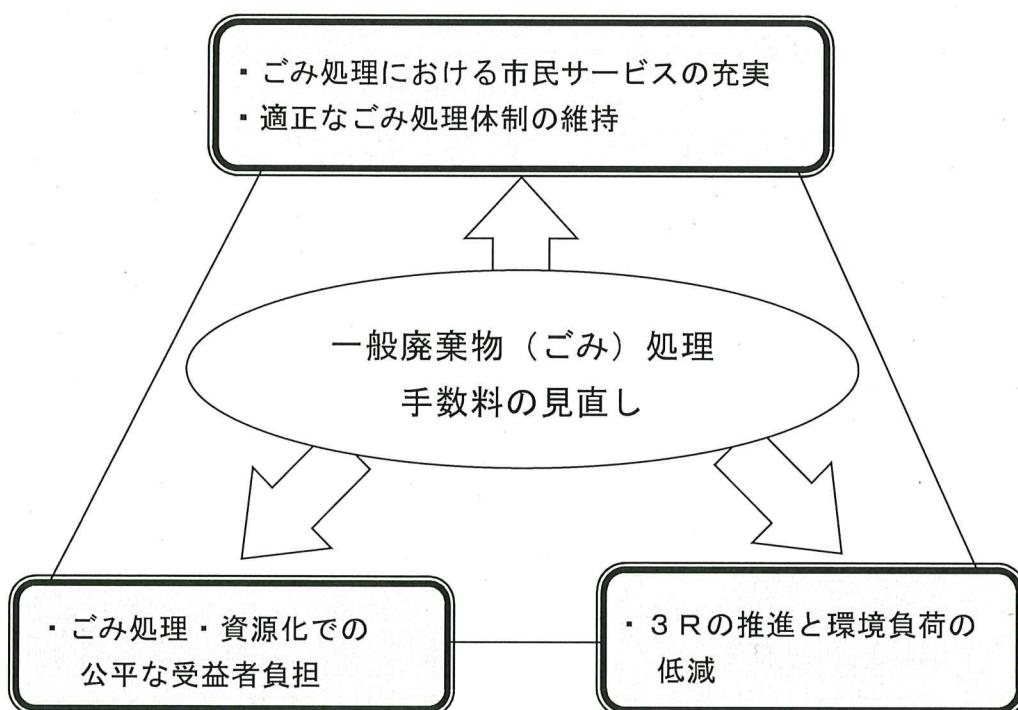
こうした中、長年にわたり不燃ごみの処理を無料としてきた本市においても施策の見直しが必要となっている。

●本市のごみ処理の状況

- ① 1人1日あたりのごみ排出量が多く、持続可能な地域づくりや、将来の世代のことを考えると、今の舞鶴に住んでいる皆さんの協力が不可欠
- ② ゴミ処理体制や施設を維持するためには手数料の見直しが必要
- ③ 清掃事務所とりサイクルプラザへの直接搬入は飽和状態となっており、抑制策の導入が不可欠

●手数料の見直しの目的

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しのフロー【概要】



今回の手数料見直しは、不燃ごみの一部品目の有料化や可燃ごみ手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収の導入に合わせて、収集回数の拡充や排出困難者への支援を行うことにより、ごみの発生抑制と資源化、環境負荷の低減を図り、市民のライフスタイルの転換と持続可能な地域づくりを進めようとするものである。

●ごみ処理手数料の見直しの内容

- 不燃ごみ3品目（『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』）を指定ごみ袋制による有料化の実施
- 可燃ごみ処理手数料の水準を見直し（値上げ）
- 清掃事務所、リサイクルプラザにおける直接搬入の受付時に処理費用とは別に手数料を徴収

本市では、不燃ごみや粗大ごみとして分別されているごみのうち、約40%が最終的に埋立処理をされている。不燃ごみの有料化については、最終処分場への負担が大きいこと、ごみ処理や資源化を図る際の効率性、昨今のプラスチックごみの削減に関する国内外の動向を考慮し、上記3品目を有料化の対象とする。

		現在	見直し後
ごみ品目		有料化状況	有料化状況
不燃ごみ	埋立ごみ	無料	有料化（新規）
	ペットボトル		無料
	プラスチック容器包装類	無料	有料（値上げ）
	食用びん類（3分別）		無料
	飲料用缶		無料
	金属類		有料
	有害ごみ		有料化（新規）
可燃ごみ		有料	有料
粗大ごみ		無料	無料
紙ごみ	新聞紙、ダンボール、 その他の紙		有料
粗大ごみ戸別収集		有料	有料化（新規）
清掃事務所、リサイクルプラザへの 直接搬入の受付		無料	有料化（新規）

●ごみ排出利便性の向上について

- 『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の月2回収集
- ごみ出しが困難な要介護支援の高齢者等へ戸別収集
- 在宅医療等での不燃ごみ等排出支援

●手数料の見直しに伴うごみの出し方の変更点

(1) 埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類を集積所に出す時

		現在	見直し後
ごみ品目		ごみの出し方	ごみの出し方
可燃ごみ		「指定ごみ袋」 を使用	「指定ごみ袋」 を使用
不燃ごみ	埋立ごみ	透明または 半透明袋を使用	「指定ごみ袋」 を使用
	ペットボトル	透明袋を使用	「指定ごみ袋」 を使用
	プラスチック容器包装類	透明袋を使用	「指定ごみ袋」 を使用
	食用びん類(3分別)	コンテナ	コンテナ
	飲料用缶	コンテナ	コンテナ
	金属類	コンテナ	コンテナ
	有害ごみ	コンテナ	コンテナ
紙ごみ(新聞紙、ダンボール、 その他の紙)		ひもでしばる	ひもでしばる

(2) 『不燃ごみ』をリサイクルプラザに直接搬入する時

- 有料化の対象となる『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』は指定ごみ袋に入れて搬入
- その他の品目は、これまでどおり家庭で分別してから搬入

◆不燃ごみ3品目の「指定袋」の規格、販売

(1) 指定袋のサイズ

	埋立ごみ	ペットボトル	プラスチック 容器包装類
袋仕様	透明袋(桃色)	透明袋(無色) ※同一の袋を使用する ※ペットボトルとプラスチック容器包装類を分けて排出する(混合しない)	
サイズ	20L、30L、45L	20L、30L、45L	20L、30L、45L

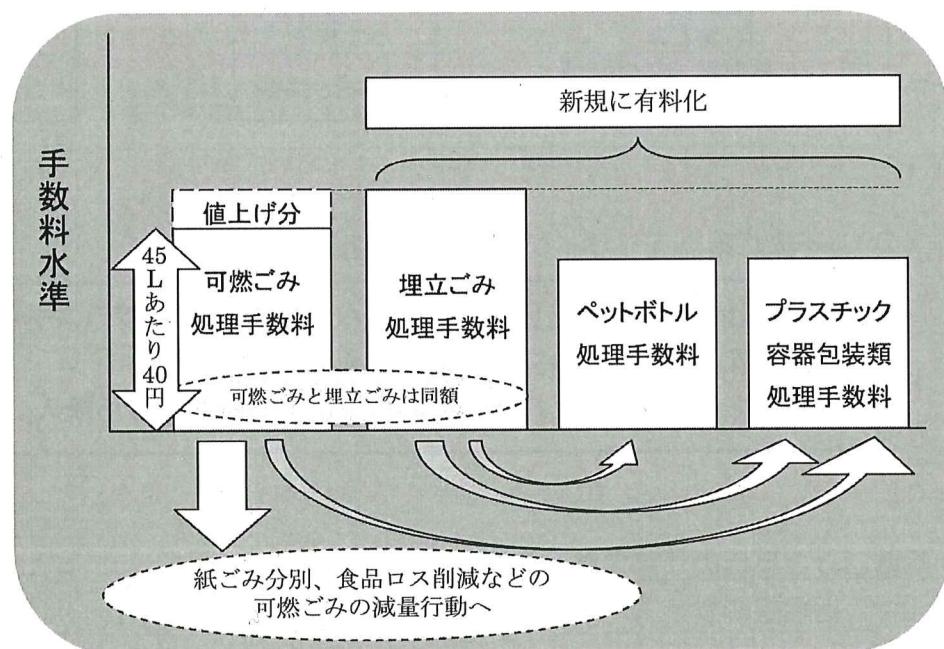
(2) 指定袋の販売

新たな不燃ごみ用指定ごみ袋は、可燃ごみの指定ごみ袋取扱店で取り扱い
いただこう各店に協力を依頼予定。

●ごみ処理手数料の水準について

- ごみ処理手数料の水準については、本市のごみ処理費用や他市の手数料水準、産業廃棄物処理費用などを考慮する。
- 埋立ごみの手数料水準については、可燃ごみの手数料を目安とする。
- ペットボトル・プラスチック容器包装類の手数料水準については、分別推進を図り、発生抑制にも誘導しながらごみの削減を進めることを考慮した手数料とする。

(1) 不燃ごみ3品目の処理手数料の水準（ごみ袋の価格）について
《新たなごみ処理手数料のイメージ》



※本イメージ図は、有料化されるごみ種別ごとの値上げ幅や手数料額を表すものではありません。

(2) 直接搬入時の手数料の水準について（清掃事務所、リサイクルプラザ）
直接搬入の受付、ごみの排出指導に係る人件費を基に手数料を設定

◆他の施策の見直しについて

- 指定袋制による有料化と、月2回収集開始のタイミングでペットボトル、プラスチック容器包装類拠点回収ボックスを廃止

◆実施に向けた取り組み

(1) 広報等

- 広報紙、市ホームページへの掲載等を活用した広報・周知
- 説明会の開催等

(2) 円滑な移行支援

- 排出ルールの定着状況や地域の実情に応じ、立ち番の任意化について検討
- 不法投棄防止の取り組みを継続

(3) 適正排出に向けた取り組み

- 啓発や監視・指導の徹底

(4) ごみに関する市民理解に向けて

- 本市のごみの状況やごみ組成、ごみ処理費用、手数料収入を定期的に公表

●有料化実施スケジュール

令和2年5月	・パブリックコメント実施
令和2年8月	・方針策定
令和2年9月	・条例改正案（手数料額）・補正予算案を議会に提出
令和2年10月～	・住民説明会開始、広報の実施
令和3年7月	・不燃ごみ有料化開始・月2回収集（ペットボトル・プラスチック容器包装類）の実施 ・排出困難者戸別収集支援の実施

●本方針について

本方針は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに際して策定するものです。

今後も、廃棄物施策の状況、市の財政状況を考慮し、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定に合わせ、5年毎を目安に見直しを検討します。